株式会社ファクテム
西つがる風力発電株式会社
東武環境センター株式会社
眞鍋造機株式会社
潮冷熱株式会社
日本マテリアル株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十月二十五日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故茂原荘一遺族　茂原美代子
故庵谷芳子遺族　宮澤　典子
故駒田都遺族　駒田　則一

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年十月二十五日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故小野修一遺族　小野　剛

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

皇室事項

認証官任命式

十一月五日午後七時三十五分、宮中において、特命全権大使森美樹夫、同笠原謙一、同横田賢司、同齊藤純、同三上明輝、同田島浩志、同清水亨、同野口泰、同内田浩行及び高等裁判所長官伊藤雅人の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十日

東北地方整備局長　西村　拓

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	四号
㈢	占用を制限する区域	岩手県二戸郡一戸町中山字西火行二七番一〇から同町中山字西火行二七番一まで
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和七年十一月十日
㈦	図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所
	備考	

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十一月十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十日

東北地方整備局長　西村　拓

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	百八号
㈢	占用を制限する区域	大崎市古川稲葉四丁目三七七番一から同市古川稲葉字角田八番まで
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和七年十一月十日
㈦	図面縦覧場所	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所
	備考	

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告